

地域における居場所づくり支援事業助成要項(第2回目)

- 《目的》 子どもの貧困対策が注目される中、西成区においても区の重点事業として取り組まれようとしている子供の居場所づくり(子ども食堂等)の活動を推進している法人・団体等に対し、事業助成を行うことで、区内全域に活動を広げていくことを目的とする
- 《対象者》 西成区内で活動する社会福祉の増進に寄与する法人または、5名以上の団体・ボランティアグループ
但し、一法人・団体・グループにつき一申請とする
- 《対象事業》 平成29年度内に実施される事業(但し、一定の活動を年度中に完了する事業)
※ 公的助成や他の機関・団体による助成を受けている事業も対象とする。
- 《助成総額》 総額 500,000円(1事業上限50,000円とする)
※ 財源は、「ふれあい福祉基金」及び「青少年育成基金」による助成
※ 連続交付は5年までとする
※ 第1回目 300,000円助成決定済み。総額予算 800,000円の差額 500,000円を上限とする。
- 《申請期間》 平成29年10月16日(月)～11月10日(金)
- 《申請方法》 申請団体が所定の申請用紙に添付書類を添えて提出する
(提出された書類は返却しない)
※添付書類 1. 定款、会則、規約など
2. 役員名簿
3. 前年度収支決算書
4. 事業実施計画書(申込用途がわかる資料 例:パンフレット・ちらし)
5. 収支予算書
6. その他(見積書等)
- 《審査》 「ふれあい福祉基金」「青少年育成基金」両運営委員会を11月下旬に同時開催し、審査・決定する。なお、審査結果により、一部減額、不交付の場合もある
- 《交付日程》 平成29年12月中旬予定
- 《完了報告》 助成交付団体は、申請された事業終了後、「報告書」を作成し、提出する
未提出団体や、申請と内容が異なる場合は返金が発生する
- 《その他》 西成区社会福祉協議会の善意銀行「特定テーマ」払出、善意銀行払出、共同募金配分金区社協助成金事業と重複して申請はできない。